

3 月末日人口

	男	女	計	世帯数
麻生地区	2,717人	2,900人	5,617人	1,208
太田地区	1,061	1,107	2,168	399
大和地区	2,457	2,612	5,069	935
行方地区	1,218	1,328	2,546	500
小高地区	1,722	1,784	3,506	676
計	9,175	9,731	18,906	3,718



場実所
役 刷
町 印
生 作
麻 生
麻 永 麻
42町生麻
所 人 所
行 行 刷
発 発 印

1日 世界最初の郵便切手の発行（1840）イギリス。
3日 佐野常民の博愛社（のち赤十字）の設立認可
（1877、明17）西南役に活躍。「第一条、本社の
目的は戦場の傷者を救うにあり、一切の戦争は
かつてこれに関せず」
新憲法の施行。地方自治法の施行（昭22）
5日 普通選挙法の公布（1925 大正14）
児童憲章の制定（1951 昭26） たんごの節句
23日 美濃部達吉死す。（1873～1948）憲法学者、上
杉真吉の絶対主義的憲法論に対抗し、「天皇機
関説」を唱えて不敬罪に問われたが、その説を
まげなかつた。

住民に利益なし

—霞ヶ浦国際空港—
設置に絶対反対

霞ヶ浦を埋立てて、新国際空港を設置することは絶対反対である。

(一) 霞ヶ浦は「日本水郷国定公園」の中心であり、その景観は自然美の極致である。国民の憩いの場として、静かな自然公園として、永久にこの環境を確保すべきである。

(二) 地域住民として何等の利益がない。

(三) 空港設置による公害について、はかり知れない。

(四) 沿岸漁民として的大半が失

(一) 然公園として、永久にこの環境を確保すべきである。
(二) 地域住民として何等の利益がない。
(三) 空港設置による公害について、はかり知れない。
(四) 沿岸漁民として的大半が失

文であります。

町は昨年十月二十五日町議
会において反対決議をする

と同時に、郡町村会議議長会と一致団結のもと、上京本県出身衆参両院議員と関係大臣、関係各機関に強力な反対陳情を行なつて参りました。

引続いて強力に反対運動を継続する考えであります。

町民各位におかれましては害多き空港建設を再認識されまして、空港設置に反対させいを挙げられんことを切望いたします。

な歳出をおさえ、最少の経費で目的を達成して行きたいと存じます。

今月の税

固定資産税	1期
保険税	1期

校章公募

麻生中学校では、次の要領で校章を募集しています。

①使用箇所（帽章、バッヂ、校旗）

②応募資格（制限なし）

③要領

郵便はがき一枚に二作品

住民登録届出を励行しよう

四月は、移動の多い月です。住民登録届出をお忘れになつていませんか？

忘れていた方は至急、手続きをとつて下さい。

と励行しよう

正当の理由なく、届出期間に届出をしない者は、五百円以下の過料に処せられることがあります。

また登録事項について疑うに

村の吏員は事実調査のため、関係人に質問し、文書の呈示を求めることができます。その時、これを拒み、妨げ、忌避し、もしくは虚偽の陳述をした者は、五万円以下の罰金に処せられることがあります。

昭和四十一年歌会始の
お題と詠進の方法

内
序

一昭和四十一年歌会始のお題は、「声」と定められました（注）。「声」は、人間の声に限らず何の声でも結構ですが、歌には、「声」という言葉をよくみこんだ方がよいと思います。漢字の音よみで「セイ」と使つても結構です。

⑤郵便のあて先は「東京中央郵便局区内 宮内庁」とし封筒に、「詠進歌」と書き添えること。小さく折つて封入してもさしつかえありません。

酒類の密造は

やめましょう

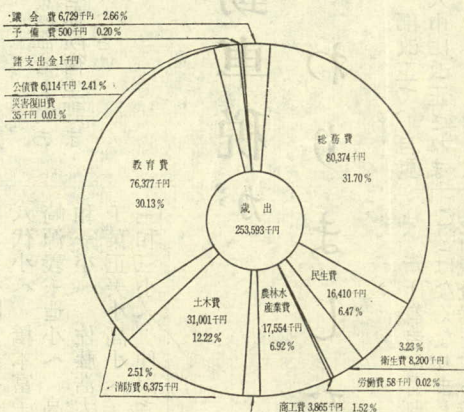
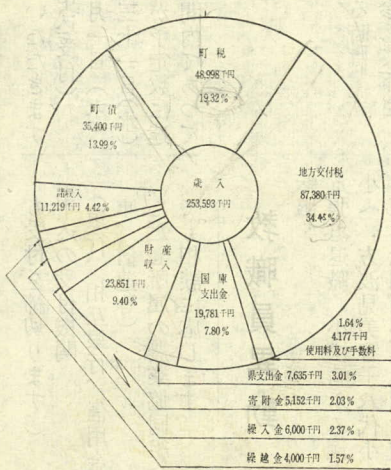
③書式は、半紙を横に二つ折りにして、右半面にお題と歌、左半面に住所、氏名（ふりがな）生年月日、職業を書きます。

④詠進の期限は、本年九月一日から十月十日までとし郵

お酒は、税務署の免許がなければ造つたり売つたりすることはできません。

農村の一部には、まだ自家用と称して、米があるから、安いから、簡単に造れるからというような悪い習慣が残つていうようです。

このような悪い習慣は絶対にやめましよう。



昭和40年度麻生町一般会計予算

予算執行にあたって

本年度、麻生町一般会計予算は三月十五日議決されましたこの予算の規模は、いまだかつてない予算でありまして、歳入歳出ともに二億五千三百五十九万三千円であります。歳入においては、町税、地方交付税等、目いっぱい収入を見込み、歳出においては、

白浜漁港建設に	七、五〇〇千円
国、単県道路に	五、九九千円
単県河川費に	八〇〇千円
その他	三、四三〇千円
計	一〇三、四三〇千円

この一億をこえる投資的経費の執行にあつては、財源の確保には充分意を用いることも、支出にあつては無駄

四〇年度の農山漁村住宅建設資金借入申込み

昭和四十年年度における農山漁村住宅建設資金の特別貸付けを、次の要領で行つております。

- 1、貸付けを受けることができる方
- 2、所要の自己資金(頭金)の調達の見込みがあること
- 3、元利金の償還について確実な見込みがあること
- 4、元利金の償還について確実な連帯保証人があること
- 5、建設しようとする住宅の敷地を所有しているか又は借地しているか、或いは敷地の入手、借地の見込みが確実であること
- 6、同居予定家族が一人以上あること

二、貸付けを受けることがでる面積六〇平方メートル(約十八坪)以内

一、貸付金額の限度

公庫が定める住宅の標準建設費の七五%以内

2、利率 年五分五厘

3、償還期間

木造 十八年以内

簡易耐火構造 二十五年以内

耐火構造 三十五年以内

4、償還方法

貸付金による住宅が竣工し公庫と債務弁済抵当権設定契約を結んだ月の翌月から原則として毎月払い(元金は毎回均等償還、利息は残高に對してつけます)です。高に對してつけます。ですが、収穫期等の実情に應じて三ヶ月払い又は六ヶ月払うことも可能です。



靖国神社昇殿参拝

さる3月22・23日の両日絶好の春日和にめぐまれてバス11台を連ねて525名の遺族が上京、靖国神社本殿に昇殿を許され、筑波宮司の詞文奏上により拝礼し、英靈に對し久々の対面をいたしました。

◎保険料申請免除の手續き

保険料の申請免除(生活保護世帯等の法定免除を除く)は、年度単位で承認されるので、昭和40年度においても改めて申請し、県知事の承認を受けなければなりません。したがって前年度において免除の承認を受けた被保険者については、すでに納税組合より申請書が配布されたことと存じますので、四月三十日まで納税組合を経由し提出してください。

●保険料の納付について

昭和三十九年度分の保険料は四月三十日をすぎると町へ納付することができなくなり、したがって未納保険料の取扱いとなり、直接銀行又は

の扱いをすることがあります。

5、担保

貸付金による住宅が竣工すると、その物件のうえに公庫のために第一順位の抵当

四月一日から

うぐいす色の保険証で

四月一日から、国民健康保険の被保険者証が新しくなり、いままでの被保険者証は、有効期限が切れて使用できなくなりました。こんどの保険証は、うぐいす色です。

自動車税がかわりました

自動車税の区分		税率(年額)	
		旧税額	新税額
乗用車	軸距3,048米以下のもの	15,000	22,500
	軸距3,048米をこえるもの	30,000	45,000
	軸距3,048米以下のもの	36,000	54,000
	軸距3,048米をこえるもの	60,000	90,000
乗用車	総排気量1リットル以下	12,000	18,000
	1リットルをこえ1.5以下	14,000	21,000
	1.5リットルをこえるもの	16,000	24,000
観光貸切用のバス		標準 30,000	標準 45,000

地方税法の一部改正で、自動車税関係が大幅に改正されました。

四月一日から施行されます。

①税率の改正

新規定登録申請(一時使用中止)の自動車に再登録する場合を含む)や検査証の書きかえ申請の際には、次の方式で計算した額を水戸県税務事務所(車検所内に収納窓口を設置)に税金を納めなければなりません。

②四月一日から八月三十一日までの期間内に新規登録するときは、所有した月の翌月から九月までの月分の額

③九月一日から二月末日までの期間内に新規登録するときは、自動車に所有した月の翌月から三月までの月分の額

なお、自動車税についての相談等ありましたら麻生町税務所(麻生町富田県税合同庁舎内、電話麻生局一〇五)へご連絡下さい。

教職員異動

も受付を締切ります。

三、受付期間(申込受付)

昭和四十年四月一日(水)から同年五月三十一日(水)まで(申込みが予定数に達したときは期間内であつても相談に応じます。)

転出

荒張退職 小松崎ふみ潮来小へ 方波見美智子八代小へ 貝塚喜七関川小へ 茂木重夫八代小へ 橋本富子退職 藤崎源義玉造小へ 高野宗明大和一小へ 佐藤浩大和一小へ 千葉正美小高小へ 齊藤一男三和一小へ 仲沢きみ牛堀二

行政相談委員に 瀬尾正満氏再任

行政相談とは、むだのない行政、便利な行政、国民のための行政を実現することであつて、相談委員の仕事は、行政の姿を正していくために設けられていくものです。

瀬尾正満さんは、昭和三十八年四月一日から、就任、行政の民主化と能率化のため努力しています。

このたび任期満了になりましたが、引き続き昭和四十年度も就任することになりました。

職員異動

土子総務、根本経済両課長の勇退にともない課長クラス級が次のように発令されました。

総務課長 鴨下亀平(旧建設課長) 税務課長 宮川孝(旧建設課長) 福祉課長 羽生盛治(旧保健課長) 経済課長 根本定(旧税務課長) 建設課長 長嶋田喜代治(旧福祉課長) 町民課長 心得高橋伊左衛門(旧賦課係長)

なお商工観光課長は経済課長が兼任いたします。

犬の登録と予防注射

生後九日以上の(登録日現在)の犬を飼っている方は、必ず登録をし、狂犬病の予防注射を受けなければなりません。

犬は狂犬病という伝染病にかかる場合が多く、人畜がかわれると、やはり狂犬病にかかりほとんど助けません。

犬の登録と予防注射を次のように行います。

①個人あての通知書(初めて登録する場合は不要)

②登録料

③登録手数料 三〇〇円

健康赤ちゃんを表彰

三月二十四日、39年度健康乳幼児に次の赤ちゃんが表彰されました。(内は父・母の名)

沼田みゆき(好雄・可江) 藤崎貴之(泰助・翠) 中村裕子(美明・みち) 松原里子(広美・恵子) 小沼正一郎(東海夫・道子) 箕輪嘉志夫(久志・つよ) 根本さつき(常吉・和江) 宮崎好明(勝・いち) 高田喜哉(忠直・ま堀吉男(省三・カツ))

援農お願い

麻生職安所長

農家の皆さん 毎日農作業にご苦労様です。

みなさんのお宅では、田植を前に労働力は充分でしようか。ただ今、稲敷郡の東村では人手不足で大変困つております。もしみなさんの家の田植に支障がなければ、東村の田植を応援して下さいることをお願いいたします。

仲介の労は、一切麻生職安所が行ないます。

雇用の条件は、一〇時間働らいて九〇〇円(食事付) オーパータイム一時間百円です。赴任の旅費も支給します。期間は五月一日から五月十五日までです。

その他、土浦地区及び県外からも多数の求人の申込みがあり、お申込及び詳細は麻生職安所(電話麻生七三番の二)へ申し出下さい。

五円玉で一千円

宮本さんの善意

宮本貴美子(麻生中行方分教室一年)さんがこのところ貯金した五円玉が一〇〇〇円にもなり、このほどそのお金を身寄りのないお年寄り子供達のために使つてくださると郡善意銀行へ預託してくれました。

この宮本さんの善意はすぐそこへ、それぞれの施設におくられてめぐまれないお年寄りや子供たちの心を温めてくれるでしょう。

宿・富田の老人会

麻生中へおくりもの

宿と富田部のおとしよりの皆さんは、39年度中、麻生中学校へたくさん雑巾を寄贈されました。

(麻生中より)

月日	時 間	場 所
4,20	9,00~11,00	協 協 協
	1,00~3,00	小 小 小
4,21	9,00~11,00	小 小 小
	1,00~3,00	井 井 井
4,22	9,00~10,30	行 行 行
	11,00~1,00	行 行 行
4,23	9,00~11,00	行 行 行
	11,30~1,00	行 行 行
4,23	1,30~3,00	行 行 行
	1,30~3,00	行 行 行